

# 福岡市グリーンボンド フレームワーク



2023年10月

福岡市



## 1. はじめに

福岡市は、糸島半島と海の中道のふたつの腕に抱かれた博多湾と、背振・三郡山系や油山といった南に広がる緑の山々に囲まれた、自然豊かなまちです。また、古くからアジアとの交流の歴史を持ち、先人たちの叡智と努力によって九州の中核都市としてたくましく成長してきました。近年は、豊かな自然とコンパクトに集約された都市機能が共存する魅力的で住みやすいまちとして、内外から高い評価をいただいています。

環境問題については、近年では、地球温暖化に起因すると考えられている気候変動がもたらす豪雨などの異常気象の増加をはじめ、身近なものからグローバルなものまで、ますます複雑・多様化しています。

昨今、地球温暖化対策については、地球温暖化対策推進法の改正（令和3年6月2日公布）にあたり基本理念として、2050年までの脱炭素社会の実現が記載されるなど、国内外で脱炭素社会の実現に向けた動きが加速しています。

福岡市ではこれに先立ち、2020（令和2）年2月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素社会の実現に向け「2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ」をめざしたチャレンジを進めています。

また、環境問題の多様化とともに、社会経済状況等の変化にも柔軟に対応するため、福岡市環境基本条例第7条に基づき、「福岡市環境基本計画（第三次）」<sup>1</sup>を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

特に、地球温暖化対策については、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく法定計画、また、「福岡市環境基本計画」の部門別計画として第5次となる「福岡市地球温暖化対策実行計画」を2022（令和4）年8月に策定し、脱炭素社会の実現に向けて市民、事業者とともに施策を推進しているところです。

それらの施策の資金調達の一つとして、福岡市では、2021（令和3）年度からグリーンボンドを活用しており、グリーンボンドの発行を契機として、脱炭素社会の実現に向けた市民、事業者、金融機関など様々な主体とのパートナーシップによる持続可能な社会の実現に向けた取組みを進めています。

### 【福岡市環境基本計画（第三次）】（2014（平成26）年9月策定）

福岡市がめざすべきまちの姿を「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」とし、その実現に向けて、4つの分野別施策と3つの分野横断型施策を組み合わせる展開をしています。

#### （分野別施策）

- ・ 快適で良好な生活環境のまちづくり
- ・ 市民がふれあう自然共生のまちづくり
- ・ 資源を活かす循環のまちづくり

<sup>1</sup> 福岡市環境基本計画（第三次）[https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/plan/f-kankyoplan\\_3.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/hp/plan/f-kankyoplan_3.html)

- ・ 未来につなぐ低炭素のまちづくり  
(分野横断型施策)
- ・ 環境の保全・創造に向けた人づくり・地域づくり
- ・ 環境の保全・創造に向けたしくみづくり
- ・ ふくおかから九州・アジアへ

【福岡市地球温暖化対策実行計画<sup>2)</sup>】(2022(令和4)年8月策定)

めざす姿：カーボンニュートラルを実装した都市をめざして

チャレンジ目標：2040年度 温室効果ガス排出量実質ゼロ

2030年度目標：

- 目標① 市域の温室効果ガス排出量を50%削減(2013年度比)
- 目標② 市外への温室効果ガス削減貢献量、吸収量 100万トン-CO2

取組みの対象：

緩和策では、排出量が多い家庭、業務、自動車に、市民や事業者から排出される廃棄物を加えた4つの部門を重点的に取り組む部門とし、また、これらの部門に対して、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの行動変容、省エネによるエネルギー効率化、再生可能エネルギーの使用によるエネルギーの脱炭素化、緑や海による炭素吸収増に関する施策を実施します。

適応策では、自然災害・沿岸域、健康、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、経済活動・市民生活の分野で取組みを推進します。

各施策のめざす姿：

(緩和策)

- ・ 重点部門
  - (1) 家庭…快適で環境と調和したくらしが営まれているまち
  - (2) 業務…脱炭素を経営にとり込み持続的成長を続けるまち
  - (3) 自動車(モビリティ)…環境にやさしく移動できるまち
  - (4) 廃棄物…資源を最大限に活かす循環のまち
- ・ 再生可能エネルギー…エネルギーを創り、賢く使うまち
- ・ 炭素吸収…豊かな森や海が育まれているまち

(適応策)

- ・ 温暖化による影響の回避・低減…気候変動の影響によるリスクを抑制したまち

---

<sup>2)</sup> 福岡市地球温暖化対策実行計画 [https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/ondan\\_2.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/s-suishin/hp/ondan_2.html)

## 2. グリーンボンドフレームワークについて

本市は表1に記載の対象プロジェクトのうち、市債発行の充当対象となるものについて、グリーンボンド（国際資本市場協会（International Capital Markets Association 以下「ICMA」という）がその時々のグリーンボンド原則において定義するグリーンボンドを指す）として発行します。なお、本市グリーンボンドはその時々の ICMA グリーンボンド原則及び環境省が定めるその時々の「グリーンボンドガイドライン」に準拠します。

本市グリーンボンドに関するフレームワーク（調達資金の使途、事業の評価・選定基準、調達資金の管理、レポートニング）は以下のとおりです。なお、本市が本フレームワークに基づき発行するグリーンボンドの一般名称を「福岡市公募公債（グリーンボンド）」とします。

本市グリーンボンドフレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）が定めるグリーンボンド原則（GBP）2021 と環境省が定めるグリーンボンドガイドライン（2022年版）に適合していることについて、セカンドパーティオピニオンを株式会社格付投資情報センター（R&I）から取得しています。セカンドパーティオピニオンについては、本フレームワークに記載する本市の対象事業の内容が著しく変化した場合、あるいは ICMA グリーンボンド原則のうち、「再生可能エネルギー」・「省エネルギー」・「汚染の防止と管理」・「自然資源・土地利用の持続可能な管理」・「生物多様性保全」・「クリーンな輸送」・「持続可能な水資源管理」・「気候変動への適応」・「グリーンビルディング」に係る内容が著しく変化すると本市が認める場合を除き、原則として、初年度のグリーンボンド発行時に取得したセカンドパーティオピニオンが翌年度以降のグリーンボンド発行にも適用されるものとします。

## 3. 調達資金の使途

本市グリーンボンドで調達した資金は、下表1の対象プロジェクトに該当する事業に充当します。

表1 対象プロジェクトと環境面での便益

	グリーンボンド原則上の事業区分	対象プロジェクト	環境面での便益
①	再生可能エネルギー	市有施設への再生可能エネルギー設備導入	環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）
②	省エネルギー	市有施設への省エネ性能の高い機器等の導入	環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）
③	汚染の防止と管理	(1)ごみ処理施設整備 (2)下水道施設整備	環境負荷の低減（環境汚染物質排出削減、温室効果ガス排出削減）
④	自然資源・土地利用の持続可能な管理 / 生物多様性保全	公園整備	・緑地等の多面的な機能の維持増進、生物多様性の保全

			・環境負荷の低減（温室効果ガスの吸収）
⑤	クリーンな輸送	(1) 地下鉄事業 (2) 電気自動車等 <sup>3</sup> 及び充電・充電設備導入	環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減、環境汚染物質排出削減）
⑥	持続可能な水資源管理	水道事業	安定的な飲用水の供給
⑦	気候変動への適応	(1) 水害対策事業 (2) 道路整備（緊急輸送道路整備や排水性・透水性舗装）	浸水災害など発生時の浸水被害の軽減
⑧	グリーンビルディング	市有施設の新築、改修	環境負荷の低減（温室効果ガス排出削減）

#### 4. 対象事業の評価・選定基準

本市グリーンボンドの対象事業は、各事業担当局が構築し、議会での審議を経て議決され、予算として計上したのから選定します。

その選定プロセスについては、財政局総務資金課において、各事業担当局へのヒアリングを行い、環境局の意見も踏まえ、環境改善効果が見込まれる事業を選定し、財政局長が最終決定を行います。

なお、対象事業の選定にあたっては、環境に与えるネガティブな影響についても確認しています。また、環境影響評価制度の対象となる大規模な事業については、住民などの意見を聴きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減しています。

各プロジェクトにおいて想定される影響と対策は下記の通りです。

(1) 工事に伴う騒音、振動（該当プロジェクト：①②③④⑤⑥⑦⑧）

騒音規制法及び振動規制法等を遵守することはもとより、近隣への周知徹底、理解を得ながら進めています。

(2) アスベスト等の有害廃棄物の飛散（該当プロジェクト：②③⑤⑥⑧）

大気汚染防止法、労働安全衛生法、廃棄物処理法等の適用法令に基づき適正に処理されることを確認しています。

(3) 交換前の機器や設備の不適正処理による悪影響（該当プロジェクト：②③⑤⑥⑧）

使用冷媒等の廃棄処理は、フロン排出抑制法等の適用法令に基づき、適正に処理される

<sup>3</sup> 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。

ことを確認しています。

(4) 生態系への悪影響（該当プロジェクト：①③④⑤⑥⑦⑧）

絶滅危惧種等の情報があれば生息域調査を行い、生息域の工事を取りやめるか、繁殖期間外に工事を実施しています。

## 5. 調達資金の管理

地方自治法第208条に基づく会計年度独立の原則に基づいて、地方公共団体における各会計年度における歳出はその年度の歳入（地方債によって調達された資金もこれを含む）をもってこれに充てられます。従って、本市グリーンボンドにより調達された資金は、当該会計年度中に対象事業に充当されます。

予算として計上された歳出の状況については、予算の執行状況とともに当該会計年度中の予算・決算の管理を実施する局等により管理します。

なお、個別の充当状況に関しては、各所管課と連携して財政局総務資金課にて充当状況を把握し、発行超過等が起こらないよう管理しています。

会計年度の終了後には、グリーンボンドの充当事業を含む福岡市の全ての歳入と歳出について執行結果と決算関係書類が作成され、市の監査委員による審査を受けます。その後監査委員の意見とともに決算関係書類は市議会に提出され、認定を受けることになります。

本市グリーンボンドの資金充当については、本市の会計制度に基づき歳入予算の経理区分（款、項、目、節）で分類し、帳簿上資金使途と支出額を明確にしながら管理します。

未充当資金が発生した場合は、充当されるまでの間、市の規定に基づき安全性の高い金融資産で管理します。

## 6. レポーティング

本市グリーンボンドで調達した資金を充当した事業や充当金額、環境改善効果等について取りまとめた報告書（インパクトレポート）については、起債した年度の翌年度に、本市のウェブサイト上で年に1回開示します。また、調達資金の充当状況に大きな変化が生じた場合にも適時開示します。

表2 環境改善効果の例

	対象プロジェクト	環境改善効果の例
①	市有施設への再生可能エネルギー設備導入	導入した設備の内容、発電量 など
②	市有施設への省エネ性能の高い機器等の導入	導入した機器の内容、CO <sub>2</sub> 削減量 など
③	(1) ごみ処理施設整備 (2) 下水道施設整備	(1) ごみ処理施設の拡張・維持・該当する施設詳細など (2) 下水処理施設の拡張・維持・該当する施設詳細など
④	公園整備	整備した面積 など

⑤	(1) 地下鉄事業 (2) 電気自動車等及び 充電・充てん設備導入	(1) 渋滞緩和等に伴う CO <sub>2</sub> 削減量、乗車人員数の推移 など (2) 導入した電気自動車等の台数、新規に設置した充電・ 充てん設備設置数、CO <sub>2</sub> 削減量 など
⑥	水道事業	水道施設の更新工事、該当する施設詳細 など
⑦	(1) 水害対策事業 (2) 道路整備	(1) 水害対策のための雨水排水施設整備及び河川改修（拡 幅や掘削工事）の施工工事の箇所名、箇所数 など (2) 緊急輸送道路整備や排水性・透水性舗装の施工工事の 箇所名、箇所数 など
⑧	市有施設の新築、改修	建築物に関する環境認証の取得状況 など

## 7. SDGs との関連

対象プロジェクトと SDGs の目標との関連は下表 3 のとおりです。

表 3 SDGs との整合性について

対象プロジェクト	SDGs の目標
① 市有施設への再生可能 エネルギー設備導入	
② 市有施設への省エネ性能 の高い機器等の導入	
③ (1)ごみ処理施設整備	
(2)下水道施設整備	
④ 公園整備	
⑤ (1)地下鉄事業	
(2)電気自動車等及び 充電・充てん設備導入	
⑥ 水道事業	
⑦ (1)水害対策事業	
(2)道路整備	
⑧ 市有施設の新築、改修	